



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
3 月 31 日
号 外 （ 7 ）
月 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次 （※印は、県例規集に登載するもの）

○ 条 例

※滋賀県税条例の一部を改正する条例（税政課） 2

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県税条例の一部を改正する条例（条例第32号）

1 不動産取得税

次のとおり特例措置等の適用期限を延長することとしました。

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月31日まで延長することとしました。（付則第 8 条関係）
- (2) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月31日まで延長することとしました。（付則第 8 条関係）
- (3) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月31日まで延長することとしました。（付則第 8 条関係）
- (4) 投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月31日まで延長することとしました。（付則第 8 条関係）
- (5) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和12年 3 月31日まで延長することとしました。（付則第 8 条関係）
- (6) 公益社団法人または公益財団法人が取得する文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月31日まで延長することとしました。（付則第 8 条関係）
- (7) 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月31日まで延長することとしました。（付則第 8 条関係）
- (8) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月31日まで延長することとしました。（付則第 8 条関係）
- (9) 不動産特定共同事業法（平成 6 年法律第77号）に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月31日まで延長することとしました。（付則第 8 条関係）
- (10) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月31日まで延長することとしました。（付則第 8 条関係）
- (11) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和 9 年 3 月31日まで延長することとしました。（付則第 9 条関係）
- (12) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後 2 年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和 9 年 3 月31日まで延長することとしました。（付則第 9 条関係）

(13) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該住宅とともに取得したものに限る。）の取得後2年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとしました。（付則第9条関係）

2 軽油引取税

- (1) 特約業者および元売業者以外の者が製造した軽油を自ら消費し、または他の者に譲渡した場合や、特約業者または元売業者が軽油を自ら消費した場合における軽油引取税の課税について、課税標準から既に軽油引取税等が課された軽油等の数量を控除することを明確化することとしました。（第55条関係）
- (2) 鉄道事業または軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定する特定旅客輸送事業者等に限る。）のうち地方税法（昭和25年法律第226号）附則第12条の2の7の2第1項の規定の適用を受けた者が、令和9年3月31日までに、当該適用を受けて製造を行った軽油を鉄道用車両または軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、軽油引取税を課さないこととしました。（付則第10条の2の6関係）

3 自動車税

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車または一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとしました。（付則第10条の2の12関係）
- (2) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとしました。（付則第10条の2の12関係）
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとしました。（付則第10条の2の12関係）
- (4) 一定の乗用車、バスまたは車両総重量が3.5トンを超える一定のトラックのうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとしました。（付則第10条の2の12関係）

4 その他

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

条	例
滋賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和7年3月31日	滋賀県知事 三 日 月 大 造
滋賀県条例第32号 滋賀県税条例の一部を改正する条例 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。 第55条第1項中「数量」の右に「（第1号または第2号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、または課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあつては、法第144条の32第1項第1号または第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費または譲渡に係る軽油に既に軽油引取税または揮発油税が課され、または課されるべき軽油または揮発油が含まれているときは、当該消費または譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油または揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。 付則第8条第1項から第4項までの規定中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第5項中「令和7年3月31日」を「令和12年3月31日」に改め、同条第8項から第11項までおよび第13項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。 付則第9条第1項、第2項および第5項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。	

付則第10条の2の6に次の1項を加える。

- 7 鉄道事業または軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第2項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者または同法第129条第2項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。）のうち法附則第12条の2の7の2第1項の規定の適用を受けた者が、令和9年3月31日までに、当該適用を受けて製造を行つた炭化水素油（第54条第3項に規定する炭化水素油をいう。）である軽油を鉄道用車両または軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第55条第1項（第5号（軽油の消費に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

付則第10条の2の12第1項から第3項までの規定中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第4項および第5項を削り、同条第6項中「施行規則附則第4条の11第14項に規定する」および「施行規則附則第4条の11第15項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、「車両総重量」の右に「（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）」を、「トラック」の右に「（総務省令で定める被けん引自動車を除く。）」を加え、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの」に、「施行規則附則第4条の11第13項に規定する」を「総務省令で定める」に、「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「施行規則附則第4条の11第19項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同項を同条第5項とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 3 新条例第55条第1項（第1号、第2号および第5号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の軽油の消費および譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費および譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 4 新条例付則第10条の2の6第7項の規定は、施行日以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

（自動車税に関する経過措置）

- 5 令和6年4月30日までに取得されたこの条例による改正前の滋賀県税条例付則第10条の2の12第4項および第5項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

